

「耕作放棄地の再生利用交付金」をご活用ください！

耕作放棄地再生利用緊急対策事業が平成21～25年度まで実施されます。この事業は、賃借等により耕作放棄地を再生・利用する活動に対して交付金が交付されるものです。(平成23年度までに再生作業に着手する農地が支援対象)



交付金の交付を受けることのできる方は、下記の条件を満たすことのできる方です。

- 1 所有者に代わり耕作する人が確保され、再生利用活動の取組初年度(再生作業)から5年間以上の耕作が見込まれること。
(所有者に賃借料収入が生ずる場合は、所有者に賃借料相当額を再生作業経費の一部として負担していただくことになります。)
- 2 農振農用地区域内の農地であること。(市民農園、教育ファームは除く)
- 3 「再生作業(障害物除去・深耕・整地等)」に一定以上の労力と費用※1を必要とすること。
- 4 「施設等補完整備」の受益地とすることができる農地は「3」の農地とその周辺の農地。

● 耕作放棄地再生利用交付金の概要

(1) 再生利用活動(賃借等により耕作放棄地を再生・利用する取組)

- ① **再生作業** (草・灌木の刈払、障害物除去、深耕、整地等) ※1
・荒廃の程度に応じ、3万円／10a又は5万円／10a (取組初年度)
- ② **土壤改良** (肥料、有機質資材の投入等) ※2
・2.5万円／10a (最大2年間)
- ③ **営農定着** (作物の作付け) ※2 (水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く)
・2.5万円／10a (1年間)

※作業記録、作業写真(実施前、実施中、実施後)等が必要になります。

(2) 施設等補完整備【1／2】

① 用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設・市民農園等の整備

※専門業者に発注・委託する場合は複数業者の見積もりが必要になります。

- ※1 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業委託等によって耕作する人を確保して、又はその見通しをもって行う再生作業(10a当たり6万円以上の費用を必要とするもの)を支援します。
- ※2 別途、自効努力等によって再生作業が行われた場合は、所有者が営農を再開する場合も含めて、土壤改良から支援対象となります。

注

一部支援対象とならない作物もありますので、詳しくは本庁農政課(市耕作放棄地対策協議会事務局)にお問い合わせください。

TEL 23-5111 内線4221

